

「(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、江差ウインドパワー株式会社が、北海道檜山郡江差町において、現在自社で供用中の定格出力 750kW の風力発電設備 28 基をすべて撤去し、定格出力 3,400kW の風力発電設備 7 基に建て替えるものである。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

本事業の事業計画では、既存の道路、送電線等を利用すること等により、土地の改変面積を小さくする計画としている。

一方、本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に適切に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討スケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の現状に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響が懸念される。

このため、これら鳥類に対する影響を可能な限り回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合には、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置及び稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類等の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。